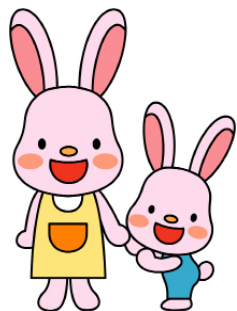


病児保育とは

お子さんが病気にかかると、家庭での負担が増え、とくにお母さんが仕事を休まなくてはならないことが多くなります。もちろんちゃんと休めるようにすることも大切ですが、それでもお子さんの具合が悪いときの家庭保育（看護）は難しいです。そんなときにお役にたてるようにという趣旨で作られているのが、この病児保育室（園）です。

当院のように小児科医がいて病気の急性期もみるところと、回復期だけを見るところ（病後児保育）があります。

仕事にも子育てにも頑張るみなさんをしっかり応援していきたいと考えています。



●利用日

月	火	水	木	金	土
●	●	●	●	●	—

●利用時間 午前 8:00 ～午後 6:00

●お休み 日曜・土曜・祝日・年末年始

●申し込み インターネット上でご利用の申し込みができます。

保育室の専用電話は夜間・休日は留守電になりますので、お名前など必要な事項を録音して下さい。

当日午前 11 時 30 分以降のご利用は保育室に直接お電話下さい。

<http://www.0255447777.com/i/>



塚田こども医院

新潟県上越市栄町 2 - 2-25
〒 942-0072
TEL 025-544-7777 (代)
FAX 025-544-8456
ネット予約 <http://www.0255447777.com/i/>
ホームページ <https://www.kodomo-iin.com>

わたぼうし病児保育室

TEL 025-544-7779 (専用)

わたぼうし 病児保育室 ごあんない

子どもたちはいろんな病気によくかかるものです。共働きなどのご家庭ではそのたびに仕事を休むわけにもいかず、困ってしまうことが多いのではないかと思います。

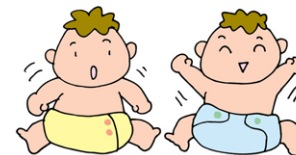
「病児保育」はそんな時の強い助っ人です。当院では 2001 年 6 月に**わたぼうし病児保育室**を開設し、今年 20 周年を迎えます。

2009 年度からは**上越市病児保育事業**を受託しています。事業の対象は上越市内在住で、生後 3 か月～小学 6 年生です。

“いざという時”には、どうぞご利用下さい。



わたぼうし 病児保育室



●**対象児**：病気等のために登園（校）できず、ご家庭での保育も難しいお子さんをお預かりします。急性期の病児にも対応します。年齢制限はありません（※）。

●**場 所**：塚田こども医院に併設

●**日 時**：月～金曜の午前8：00～午後6：00

（土曜、日曜、祝日、及び医院休診日はお休みです）

●**定 員**：25名

●**食事等**：ミルク・昼食等は持参して下さい。

●**利用方法**

○**登 録**：事前の登録をお願いします。お急ぎのときはその場でも登録できます。

○**登録票**：**上越市の病児保育事業の対象の方**は上越市と共同で登録票の保管・活用をいたします（登録票は病後児事業と共通です）。受付は当保育室、または上越市の窓口（保育課、南・北出張所、または各区総合事務所）へお願いします。

その他の方は当保育室専用の登録票を使用して下さい。

○**医師連絡票**：主治医からの医師連絡票が必要です。

●**保 険**：万一の場合に備えて病児保育事業専用の保険に加入しています。

（自宅との途中での交通事故も対象になる場合がありますので、もしもの時にはご相談下さい。）

●**利用料**：1人1回 2,000円（消費税非課税）

●**お願い**：二次感染予防のためにも、できるだけ**予防接種**を受けていただくようお願いします（とくに麻疹・風疹、水ぼうそう、おたふくかぜ、インフルエンザ）。

※**上越市病児保育事業**の対象者は生後3か月から小学6年まで。利用料は市への納付になるため、現金でお願いします（当院が市に代わって収納しています）。

●**デイリー・プログラム**（例）

8:00～9:00 入室、検温、様子観察、診察

10：00 検温、室内遊び

11：30 昼食、与薬

12：00 検温、午睡

15：00 検温、おやつ、室内遊び

15：45 診察

17：00 検温

17:00～18:00 退室

（お子さんの症状などによって変わってきます）

●**お持ちいただく物**（例）

- ・昼食、飲み物
- ・ミルク、ほ乳瓶（赤ちゃん）
- ・はし、スプーン、フォーク、コップ
- ・おしぼり
- ・エプロン（食事用）
- ・着替え、下着、おむつ、おしりふきなど
- ・ビニール袋 など

※持ち物すべてに**記名**をお願いします。またそれらを名前の書いてあるカバンにまとめてお持ち下さい。

●わたぼうし病児保育室は児童福祉法にもとづく「認可外保育施設」として県知事への届け出をし、県より認証を受けています。

●そのため認可保育園と同様に、保育料にかかる消費税については非課税の扱いになっています。